



不登校児童生徒の支援活動に携わる
フリースクール関係者の皆様へ

千葉県フリースクール活動支援事業

令和8年度 実施団体募集のご案内

申請期間

第1期 令和8年 6月11日(木)午後5時から
7月30日(木)午後5時まで



千葉県フリースクール活動支援事業とは…

千葉県では、様々な理由で学校に通うことのできない、
不登校児童生徒の多様な学びの場となるフリースクールの
活動経費の一部を補助する事業を実施しています。
事業の詳細は千葉県教育委員会のサイトをご覧ください▶



補助金の概要

○ 補助金額・補助率

上限100万円 補助率1/2

※補助対象経費の1/2を補助します。ただし、出席扱いとなる児童
生徒1人につき10万円を限度として、最大100万円まで補助します。

○ 申込方法

ちば電子申請サービスにて

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60662

※書類の提出後、申請内容の確認や必要に応じて現地確認を行います。
※予算上限額に達した場合は、第2期以降の申請受付は実施いたしません。



千葉県教育庁児童生徒安全課

不登校児童生徒支援室

Tel 043-223-4055

futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

対象施設の主な要件(一例)

- 【活動目的】 不登校児童生徒等への支援を主目的としていること
- 【所在地】 不登校児童生徒が通所又は入所により利用可能で、県内に所在すること
- 【児童生徒】 義務教育段階の不登校児童生徒が利用していること
- 【活動実績】 活動を開始した日から1年以上経過しており、明確な活動実績があること
- 【在籍校】 支援活動の状況を定期的に連絡するとともに、緊急時の連絡体制を定めるなど、利用児童生徒の在籍校と十分な連携・協力関係の構築に努めていること
- 【出席扱い】 指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等が1人以上いること
- 【支援計画】 利用児童生徒の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること
- 【説明会等】 利用児童生徒の保護者だけでなく、広く地域の不登校児童生徒の保護者や学校等も参加することができる説明会や相談会等を開催していること
(又は、具体の時期を定めて実施予定であること)
- 【安全確保】 活動に当たって、児童生徒が活動を行う場所が安全面・健康面での配慮が十分なされていることなど

※その他の要件につきましては、当該事業の要綱により必ず御確認の上、お申込みください。

補助対象経費

①学校、教育委員会との連携を強化するためのICTの活用に係る費用

例 フリースクールでの活動を学校と情報共有するためのアプリ導入費用

②学習活動・体験活動等に係る費用

例 体験活動に伴う施設利用料、学習支援や体験活動に当たるスタッフの人件費等

③外部講師の招聘費用

例 外部講師に対する謝金、旅費等

④職員等の研修費用

例 不登校児童生徒と関わるスタッフを対象とした研修プログラムの受講費用等

⑤保護者の相談や研修会の運営費用

例 保護者への研修会等の実施に必要な会場の賃借料、配布資料の印刷費等

⑥専門家によるカウンセリングに係る費用

例 心理カウンセラーの派遣費等

Q & A

Q1◆ フリースクールにおける学習活動や社会性育成のための体験活動とは、具体的にはどのような活動が対象となりますか？

A1:例えば、基礎学力の向上のための学習や様々な人と触れ合う体験活動などは対象となります。

Q2◆ フリースクールの職員の人件費は補助対象になりますか？

A2:通常の人件費は補助対象経費としておりませんが、事業対象費となる活動に必要な経費である場合には対象となります。

Q3◆ 不登校児童生徒等への支援のほか、学習塾や放課後デイサービスなどの他の事業を実施している場合は対象となりますか？

A3:不登校児童生徒等への支援に係る経費とその他の事業経費が明確に分かれている場合は対象となりますが、当該補助金の対象経費に他の自治体等の補助金の対象経費が重複している場合には、当該補助金の対象とならない場合があります。